復刻版

みんなの経営ミニ

2024.1.31

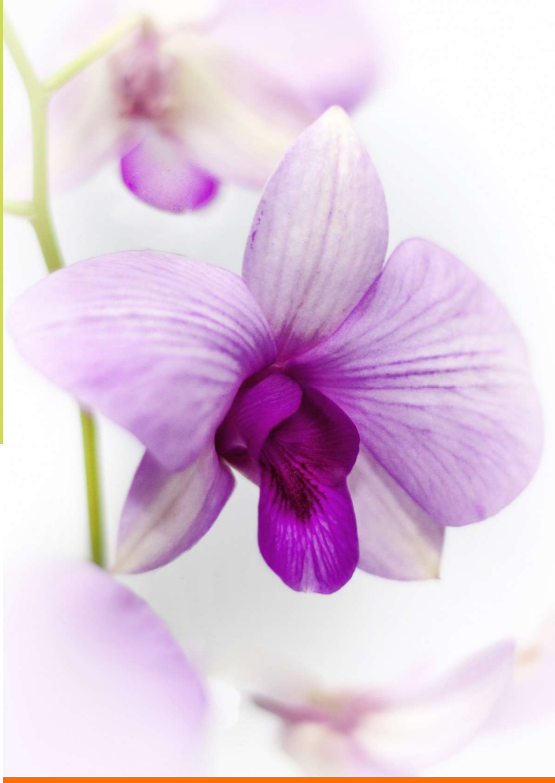

契約締結時の労働条件明示ルール改正

令和６年４月からより詳細な内容の明示が義務化

令和６年４月１日以降に締結される労働契約より、有期雇用の更新及び雇止め等に関する労働条件明示ルールが改正されます。

今回はその改正内容を見ていきます。

① 就業場所及び業務の変更の範囲を明示

雇入れ直後の就業場所及び業務内容とともに、その変更の範囲を書面で明示することが必要となります。

※出張や短期間の研修等の一時的・臨時的なものの記載は不要

【記載例】

	雇入れ直後	変更の範囲
就業の場所	札幌支店	旭川支店、東京支店
従事すべき業務	広告営業	会社内の全ての業務

② 有期労働契約の更新上限の内容を明示

有期労働契約で雇用する従業員に対し、その通算契約期間または有期労働契約の更新回数の上限の記載が必要となります。

※更新上限がない場合には、その旨を明示することが望ましいです

③ 無期転換申込権と無期転換後の労働条件を明示

無期転換申込権が発生する有期労働契約締結時に、「無期転換を申込むことができる旨」及び「無期転換後の労働条件」の明示が必要となります。

※無期転換申込権を行使しない従業員にも明示は必要です

無期転換制度についてはこぼれ話にて。

かわべのこぼれ話

無期転換制度について

無期転換制度とは、同一の企業との間で有期労働契約が５年を超えて更新された場合、有期契約労働者からの申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるという制度です。

無期転換はあくまで「有期労働契約」から「無期労働契約」に変わるだけであり、正社員となるわけではないため、給与等の労働条件は原則変わらないことからあまり活用がされていないように感じます。

それよりも、企業への補助金を充実させ、正社員を増やす取り組みを進めて欲しいものです。

西田労務経営事務所

6 月支給給与から適用される所得税の定額減税

扶養人数によって減税額が変動するため、給与計算に注意！

令和 6 年度の「税制改正大綱」にて、所得税の定額減税が予定されています。

法案が成立した場合、令和 6 年 6 月より実施となるため概要を抑えておきましょう。

減税額は扶養人数によって変動するため、従業員ごとに減税額が異なり、給与計算が複雑になる可能性もありますので、今後の決定に注目しましょう。

詳細は財務省・国税庁のホームページで公開されていますので、興味のある方はご確認ください。

定額減税概要

対象者	合計所得金額が 1,805 万円以下の方
減税額	本人：30,000 円 扶養家族：30,000 円／人
実施方法	令和 6 年 6 月支給給与にかかる源泉所得税から控除する。 6 月に控除しきれない場合、6 月以降の給与にかかる源泉所得税から順次控除する。

昨年は大変お世話になりました。今年もどうぞよろしくお願いいたします。

西田労務経営事務所

〒003-0021　札幌市白石区栄通 7 丁目 1-10-305

TEL：011-598-9203　　FAX：011-598-9206

Mail：sapporo@kyodo-keiei.co.jp

筆者について

川邊 健人（カワベケント）

1992 年札幌生まれ

2021 年 2 月西田事務所入社

趣味・特技　スポーツ観戦、将棋